

漁業法第64条第4項の規定により聴いた岡山県海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

海面共同漁業権漁場計画案について適当と認める

2 当該意見の処理の結果

海面共同漁業権漁場計画案のとおり、海面共同漁業権漁場計画を定めた